

共済組合給付(長期給付)

第1 公的年金制度について

1 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

国民年金は全国民に共通の制度で、1階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は職種等によって第1号被保険者から第3号被保険者までに分かれます。

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する者）のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は勤務先、勤務形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

このように、公的年金制度は全国民に共通した国民年金（基礎年金）と、この上乗せ制度である厚生年金保険の2階建ての体系となっています。さらに、「厚生年金基金（現企業年金）」や「年金払い退職給付」を含めると3階建ての体系となります。

公立学校共済組合の組合員（※）であった期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の期間を含みます。）は、国民年金の「第2号被保険者」及び厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間となります。

また、公的年金制度では20歳から60歳までは何らかの年金制度に加入することになっています。退職時に配偶者を扶養していた場合は、その配偶者も60歳までは国民年金の加入手続きが必要になります。

（※）以下、本章における「組合員」は長期給付の適用を受ける一般（船員）組合員を指します。

3階		厚生年金基金 (任意加入)	経過的職域加算(平成27年9月までの期間) +年金払い退職給付(平成27年10月からの期間)			
2階 被用者年金制度	国民年金基金 (任意加入)	厚生年金 一般厚生年金 国共済厚生年金 地共済厚生年金 私学共済厚生年金				
1階 国民年金制度		国民年金(基礎年金) 第1号被保険者 ← 第2号被保険者 → 第3号被保険者				
	自営業者	民間 会社員	国家 公務員	地方公務員	私立学校 教職員	厚生年金被保険者の 被扶養配偶者

< 厚生年金被保険者の種別と実施機関 >

厚生年金の実施機関は、厚生年金被保険者の種別により以下のように区分されています。

年金記録の管理や標準報酬額の決定、年金の支給決定は厚生年金被保険者の種別ごとに各実施機関が行います。

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員、共済組合短期組合員	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
地共済厚生年金被保険者	地方公務員 (地方公務員共済組合の組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

2 厚生年金等のしくみ

(1) 給付の種類と受給要件等

① 老齢給付

(ア) 老齢厚生年金

◆受給要件

老齢厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、支給開始年齢から受給できます。

- a 支給開始年齢以上であること。
- b 厚生年金被保険者期間が1ヶ月以上であること。
- c 受給資格期間が10年以上であること。

用語説明

○支給開始年齢

16 頁参照

○厚生年金被保険者期間

厚生年金被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）であった期間をいいます。

○受給資格期間

受給資格期間とは、次のⅠからⅢまでの期間を合計した期間をいいます。

- Ⅰ 厚生年金被保険者期間
- Ⅱ 国民年金の保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。）及び国民年金の保険料免除期間
- Ⅲ 合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。）

◆老齢厚生年金の額

A 報酬比例部分	+	B 経過的加算額	+	C 加給年金額
-------------	---	-------------	---	------------

- ・経過的加算額とは、20歳未満、60歳以降の組合員期間に係る老齢基礎年金に相当する額です。
- ・厚生年金被保険者期間が20年以上ある者で、加給年金額対象者がいる場合に加給年金額が加算されます。
- ・この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、公的年金制度の3階部分に該当する経過的職域加算額と、平成27年10月以降の公務員期間を基礎とする公的年金とは別枠の年金払い退職給付がそれぞれ支給されます。

◆加給年金額

厚生年金被保険者期間が20年以上ある者で、加給年金額対象者がいる場合に老齢厚生年金に65歳から加算されます。

・加給年金額対象者と額

年金受給者によって生計を維持されている者で、加給年金額加算開始時期に、下表に該当する者が対象となります。

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額
配偶者	65歳未満	年金受給者と生計を共にし、かつ、収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満。	408,100 円
子	①18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある。 ②20歳未満で障害等級が1級または2級の障害状態にある。	なお、収入限度額以上であっても、5年以内に定年等により限度額未満になることが見込まれる場合には対象となります。	2人目まで1人につき 234,800 円 3人目から1人につき 78,300 円

※加給年金額対象者（配偶者）が、20年以上の加入期間を有する老齢（退職）年金又は障害を給付事由とする年金の受給権を有する場合、加給年金額は停止となります。

《支給開始年齢図》

年金の支給開始年齢は、生年月日によって次のように定められています。

昭和36年4月1日以前に生まれた者は、経過措置として65歳までの間、段階的に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます。ただし、15頁（ア）の受給要件 b が、厚生年金被保険者期間が1年以上であることに変わります。

生年月日	▼60歳	▼61歳	▼62歳	▼63歳	▼64歳	▼65歳
	60歳					65歳
昭和28年4月1日以前	特別支給の退職共済年金					退職共済年金または老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
		61歳				65歳
昭和28年4月2日 ～昭和29年10月1日		特別支給の退職共済年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
----- ↓ ↓ ↓ 被用者年金一元化 ↓ ↓ ↓ -----						
		61歳				65歳
昭和29年10月2日 ～昭和30年4月1日		特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
			62歳			65歳
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日			特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
				63歳		65歳
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日				特老厚		老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
					64歳	65歳
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日					特老厚	老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
						65歳
昭和36年4月2日～						老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)

※民間企業等で勤務され、一般厚生年金に加入していた期間がある女性の場合、その期間の年金支給開始年齢は、公務員厚生年金より早くなっており、生年月日に応じて下表の年齢から一般厚生年金を受給できます。

生年月日	～S. 33. 4. 1	S33. 4. 2～ S35. 4. 1	S35. 4. 2～ S37. 4. 1	S37. 4. 2～ S39. 4. 1	S39. 4. 2～ S41. 4. 1	S. 41. 4. 2～
支給開始年齢 (特老厚)	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 (老厚)

(イ) 老齢基礎年金

老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。

年金額は、40 年間（20～60 歳）保険料を納付した場合 67 歳以下は 816,000 円、68 歳以上は 813,700 円、（令和 6 年度額）です。

保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。未納期間に係る保険料を納めたい場合には、お住まいの市役所にお問い合わせください。

(ウ) 老齢厚生年金の繰上げ支給

老齢厚生年金の受給要件の b および c を満たしている者は、60 歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。

ただし、年金額は繰上げた月数 1 か月あたり 0.4%（昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 0.5%）が減額され、減額は生涯続きます。

また、老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有する場合、同時に繰上げ請求する必要があります。（すべて減額支給となります。）

【例】

	60	61	62	63	64	65												
通常の場合 ↓	<table><tr><td colspan="6">老齢厚生年金</td></tr><tr><td colspan="6">老齢基礎年金</td></tr></table>						老齢厚生年金						老齢基礎年金					
	老齢厚生年金																	
老齢基礎年金																		
繰上げ請求 した場合	繰上げ支給の老齢厚生年金		5 年分繰上げ=0.4%×12 月×5 年=24%減額															
	全部繰上げの老齢基礎年金		5 年分繰上げ=0.4%×12 月×5 年=24%減額															

◆繰上げ請求する際の主な注意点

- ・繰上げ請求後はその決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- ・繰上げ請求後は、事後重症などによる障害厚生年金（障害基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した障害厚生年金）を請求することはできません。
- ・繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。
- ・繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。
- ・繰上げ請求後は、原則、老齢厚生年金の障害の特例や長期加入者の特例（特別支給の老齢厚生年金に付随し支給されるもの）に該当しても、これらの適用は受けることができません。
- ・繰上げ請求し、受給する年金も在職支給停止の対象になるため、在職中は支給停止される場合があります。

65 歳に到達時点で老齢厚生年金の請求をしないで、66 歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰下げた月数 1 か月あたり 0.7%を増額した年金を受けることができます。ただし、65 歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の支給はありません。（加給年金額も支給されません。）

- ・繰下げの申出は、66 歳の誕生日以降 75 歳（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 70 歳）に到達するまで 1 か月単位で行うことができます。
- ・他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げる必要があります。
- ・老齢基礎年金も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰下げる必要はなく、異なる時期に繰下げる場合は、それぞれに申出が必要です。
- ・障害を事由とする年金（障害基礎年金を除きます。）または遺族を事由とする年金の受給権を有する場合や、65 歳以降の老齢（退職）を事由とする年金を受給している方は、繰下げの申出ができません。

被用者年金制度が一元化されたことに伴い、「ねんきん定期便」を毎年1回、誕生日月に組合員の皆様へ送付しています。「ねんきん定期便」には、これまでの年金加入期間（共済組合以外の期間も含む）や保険料納付額、年金見込額などの年金記録が記載されていますので、ご自身の年金記録が正しいかどうか、ご確認ください。

○約 4 か月前の記録で作成されます。

○退職後に公的年金制度に加入する場合は、属する実施機関から、加入実績に基づき送付されます。(例：早期退職した後、国民年金に加入した場合は、日本年金機構から送付されます。)

○60 歳以上で直近の 14 月間に公的年金制度に加入期間がない場合は、送付されません。

基礎年金番号		私学共済の加入番号			
1234567890				※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。	

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a） 第1号被保険者 （未納月数を除く）	国民年金 計 （未納月数を除く）	船員保険（c） （未納月数を除く）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
93 月	55 月	148 月	0 月		
厚生年金保険（b）					
一般厚生年金額	公務員厚生年金額 （国家公務員、地方公務員）	私学共済厚生年金額 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計		
181 月	67 月	0 月	248 月	396 月	0 月 396 月

①「第1号被保険者（未納期を除く）」欄には、この「なんきん定額表」の枠内年月日以後に国民年金保険料の納付期間の内訳も示しています。
 ②「a」、「b」は、「国民年金の加入期間のうち保険料を納めている期間」（任意加入期間）および「指定期間」の合計月数を表示しています。
 この任意加入期間の内訳は参考であり、年金を受けるために重要となるのは「国民年金」です。

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	→ 61 歳 → 64 歳 → 65 歳 →			老齢基礎年金
(1) 国民年金				686,758 円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(納税し加算部分) 390,744 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 390,744 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 390,744 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 390,744 円 （未納部分）
公務員厚生年金期間 （国家公務員、地方公務員）	(納税し加算部分) 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 299,193 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 299,193 円 （未納部分）
私学共済厚生年金期間 （私立学校の教職員）	(納税し加算部分) 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 15,417 円 （未納部分）	(納税し加算部分) 15,417 円 （未納部分）
(1) と (2) の合計	390,744 円	390,744 円	705,354 円	1,392,513 円

① 老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したかたに引き、60歳を超えて加入している場合は加入期間に応じ計算されています。なお、加入条件や所得状況により見込額は異なります。
 ② 受給開始年齢が20日に達している場合でも受取資格を有していない場合は、既に老齢年金が決定している場合があります。老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間は近頃の年金事務所へ入会、加入届出や年金開始請求書提出後、私学共済厚生年金期間に日本私立学校共済組合へお問い合わせください。
 ③ 国民年金と地方公務員の両方に加入していた方は、それぞれ加入期間を合算して計算しています。
 ④ 平成27年度からの加入期間、2017年度の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納入状況により、国民年金組合へお問い合わせください。
 ※適用税率を一元とし、平成27年9月以降の追加国民年金（増徴した加算分）の金額は、老齢厚生年金の給付標準額と別添付対照した金額に、別に定められた給付標準率を用いて計算した金額を加減したものがとなります。この加減額を「増減補正加算分」とします。給付標準額一元化により金額の計算方法が老齢厚生年金一元化されたため、給付標準額一元化後の標準額（平成27年10月以降）については「増減補正加算分」が関係しますが、給付標準額一元化後の標準額（平成27年9月以前）については別添「給付標準額対照表（共通版）」として国民年金組合から配布されます。
 ⑤ 上記のほか、この「なんきん定額表」の枠外部分については、当該年金制度のホームページをご覧ください。

② 障害給付

(ア) 障害厚生年金

◆受給要件

障害厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、受給できます。

- a 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- b 障害認定日または障害認定日後、65 歳に達する日の前日までの間に、障害の等級が 1 級から 3 級までの状態にあること。
- c 保険料の納付要件を満たしていること。
※障害の等級は、年金の実施機関が認定する等級であって、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

用語説明

○初診日

病気にかかり、または負傷した者が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

○障害認定日

原則として初診日から 1 年 6 か月を経過した日。又はその期間内にその傷病が治ったとき若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき。

○保険料の納付要件

初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。

- I 20 歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。）を除いた期間が 3 分の 2 以上あること。
- II 初診日（初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前のときで、初診日に 65 歳未満であるときに限る。）の属する月の前々月までの直近の 1 年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。

○「厚生年金被保険者期間」、「受給資格期間」の説明は、15 頁を参照してください。

◆事後重症制度

障害認定日に 3 級以上の障害に該当しなくても、65 歳に達する日の前日までに 3 級以上の障害に該当したときは、請求により障害厚生年金が支給されます。

（注）繰上げ支給の老齢厚生年金の受給者は、請求することができません。

◆在職中の障害厚生年金の支給

平成 27 年 10 月以降、障害共済年金は在職中であっても支給されることとなりました。

なお、平成 27 年 10 月以降に障害を事由とする年金の受給権が発生したときは、共済組合において障害厚生年金を決定しますが、その場合も同様に在職中であっても支給されます。ただし、職域加算額は、公務員共済の組合員である間は支給停止されます。

(イ) 障害基礎年金

障害等級が 1 級または 2 級に該当する場合、障害基礎年金も併せて受給できます。年金額は、67 歳以下の場合は 1 級が 1,020,000 円、2 級が 816,000 円、68 歳以上の場合は 1 級が 1,017,125 円、2 級が 813,700 円（令和 6 年度額）です。障害基礎年金は、日本年金機構から支給され、在職中も支給されます。

(ウ) 障害厚生年金の参考傷病等

特例症例

下表の症例の場合は、初診日から1年6か月を経過する前であっても、特例としてそれぞれの日が障害認定日になります。

症 例	障害認定日
①上肢、下肢を切断・離断した	その日
②人工骨頭、人工関節を挿入、置換した	その日
③脳血管疾患による機能障害となった	初診日から起算して6か月を経過した日以後（それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る）
④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）、人工弁を装着した	その日
⑤心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植、装着した	その日
CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した	その日
⑥胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換した	その日
⑦人工透析療法を施行した	透析開始から3か月を経過した日
⑧人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	施術日から起算して6か月を経過した日
新膀胱を造設した	その日
⑨喉頭を全摘出した	その日
⑩在宅酸素療法を行っている	在宅酸素療法を開始した日
⑪遷延性植物状態である	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

主な傷病名

（障害の程度により該当しない場合があります。また、この表以外の傷病でも該当する場合があります。）

区 分	主な傷病名
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症
聴覚	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、薬物中毒による内耳障害
鼻腔機能	外傷性鼻科疾患
そしゃく・嚥下機能、言語機能	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損
肢体	上肢又は下肢の離断又は切断障害・外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、ビュルガー症、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー
精神	認知症、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他詳細不明の精神病
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺腺維症
心疾患	慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く）
腎疾患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全
肝疾患	肝硬変、多発性肝腫瘍、肝癌
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示された全ての合併症
その他	悪性新生物等及びその他の疾患

③ 遺族給付

(ア) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は厚生年金被保険者であった者が、次のいずれかの要件に該当するときにその遺族が受給できます。

- a 厚生年金被保険者期間に死亡したとき。
- b 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- c 障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が死亡したとき。
- d 受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。

用語説明

○遺族

遺族厚生年金を受給できる「遺族」は、被保険者であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持されていた者のうち、下表に該当する者が対象です。優先順位1から4までのうち最も順位の高い者が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫（55歳以上） ・妻・子	父母 （55歳以上）	孫	祖父母 （55歳以上）

- ・夫、父母、祖父母は、被保険者であった者の死亡時に55歳以上であることが必要です。また、年金の受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳前から遺族厚生年金も併せて受給できます。
- ・子および孫は、被保険者であった者の死亡時、以下のいずれかに該当することが必要です。
 - ＞18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。
 - ＞20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと。
- ・夫の死亡時に30歳未満で子がいらない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期年金となります。

○「厚生年金被保険者期間」、「受給資格期間」の説明は、15頁を参照してください。

〈a および b に該当する場合は、死亡した者が以下の要件を満たしていることが必要です。〉

- ・20歳に到達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。）を除いた期間が3分の2以上あること。
- ・死亡日（死亡日が令和8年3月31日以前で、死亡した者が65歳未満であった場合に限り。）の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料の未納期間がないこと。

(イ) 遺族基礎年金

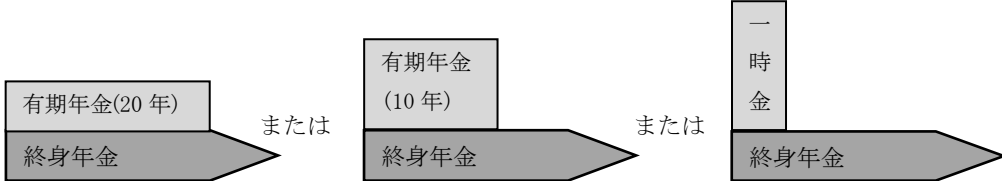
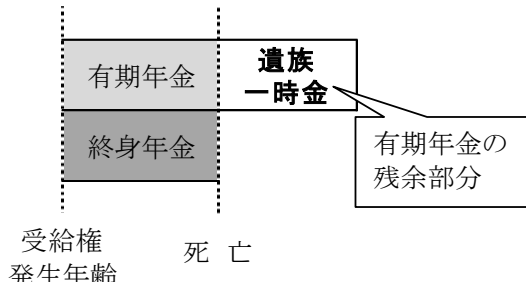
遺族に該当する者が「配偶者であって子と生計を同じくしている者」または「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の額は、67歳以下は816,000円、68歳以上は813,700円、（令和6年度額）で、子の人数に応じて一定額が加算されます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給され、在職中も支給されます。

④ 年金払い退職給付（退職等年金給付）

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設されました。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

保険料は標準報酬月額および標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。

（ア）年金払い退職給付の種類

種 類	概 要
退職年金	・1年以上引き続き組合員期間を有する者が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。（60歳からの繰上げ、また、受給権が発生し、10年経過後までの繰下げも可能です。） ・半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。 ・有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します。（一時金の選択も可能です。）  ・受給者が死亡した場合は、有期年金の残余部分が遺族に一時金として支給されます。終身年金は終了します。 
公務障害年金※	・公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間、支給されます。
公務遺族年金※	・公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給されます。

※通勤災害や公務外による場合は、年金の対象になりません。

○平成27年10月からの組合員期間について適用されます。

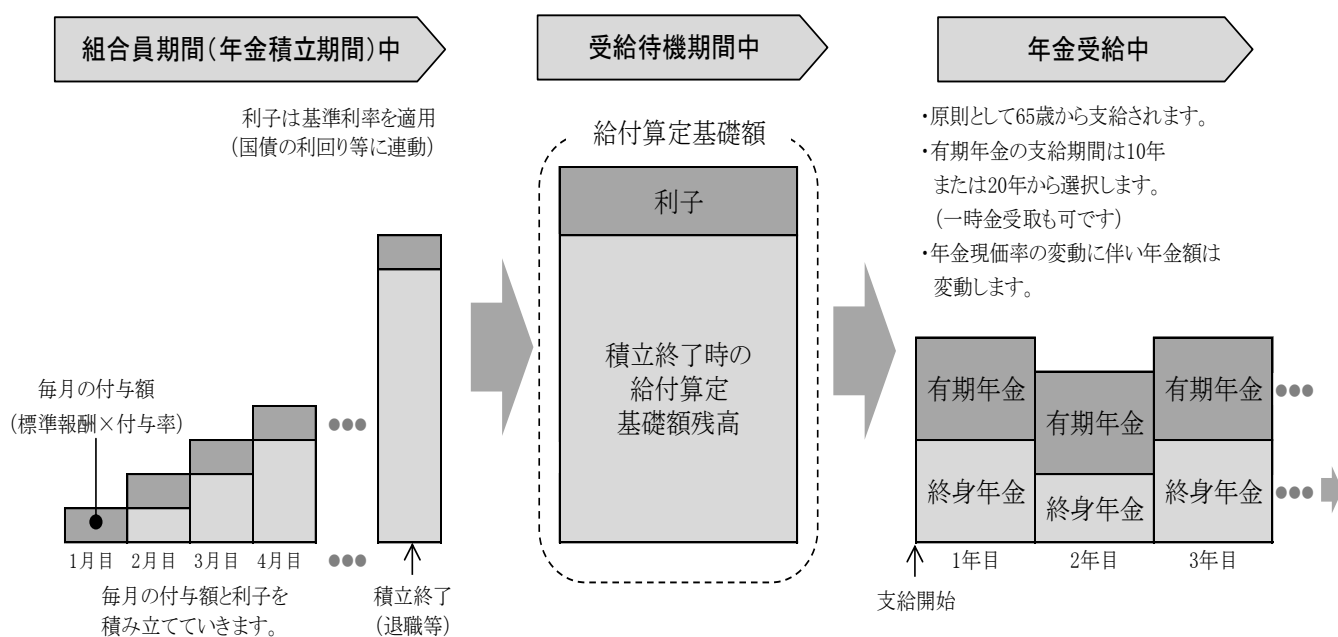
(イ) 年金払い退職給付の積立と受給の仕組み

共済年金の職域部分は、現役世代の保険料(掛金)収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料(掛金)で積み立てる「積立方式」による給付になります。

年金払い退職給付は、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。

なお、年金額は基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率を基に改定されます。

◆積立時と給付時のイメージ



(ウ) 年金払い退職給付の積立と受給の仕組み

	経過的職域加算額	年金払い退職給付
請求手続き	老齢・障害・遺族厚生年金の請求をしたことをもって、請求した取扱いとなる	厚生年金とは別の請求書を用いて請求する必要がある
離婚分割	分割の対象となる	分割の対象とならない
支給開始年齢 (老齢のみ)	老齢厚生年金の支給開始年齢と同じ	原則として 65 歳
年金額の単位	1 円単位	100 円単位
繰上げ支給の減額率	1 月につき 0.4% の減額 (昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた 方は 0.5%)	給付算定基礎額の利子は請求日 の前日の属する月までのため当該 額は減額となる

(2) 年金計算例

・計算条件

職 名	●教諭（小学校）	生 年 月 日	●昭和 38 年 6 月
採用年月日	●昭和 61 年 4 月 1 日	退職年月日	●令和 7 年 3 月 31 日
組合員期間	●39 年（468 月）		
平均給料月額	●322,000 円（昭和 61 年 4 月～平成 15 年 3 月の給料額の平均）		
平均給与月額①	●567,000 円（平成 15 年 4 月以降の給料と賞与から算出した額）		
平均給与月額②	●593,000 円（平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月までの給料と賞与から算出した額。職域部分の計算に使用。）		

① 老齢厚生年金の額

ア 報酬比例部分の額

（平成 15 年 3 月 31 日までの期間）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(平均給料月額)} & \text{(給付乗率)} & \text{(組合員期間)} & \text{(従前額改定率)} & & & \\ 322,000 \text{ 円} & \times \frac{7.50}{1000} & \times 204 \text{ 月} & \times 1.041 \times 1.000 & = & 512,859.00 \text{ 円} \end{array}$$

+

（平成 15 年 4 月 1 日以後の期間）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(平均給与月額①)} & \text{(給付乗率)} & \text{(組合員期間)} & \text{(従前額改定率)} & & & \\ 567,000 \text{ 円} & \times \frac{5.769}{1000} & \times 264 \text{ 月} & \times 1.041 \times 1.000 & = & 898,956.00 \text{ 円} \end{array}$$

イ 経過的加算額（20 歳未満、60 歳以降の組合員期間に係る老齢基礎年金に相当する額）＝ 37,868.00 円

ウ 加給年金額

配偶者の加給年金額

組合員の生年月日	加給年金額
昭和 18.4.2～	408,100 円

子の加給年金額

子の数	加給年金額
2 人目まで 1 人につき	234,800 円
3 人目から 1 人につき	78,300 円

② 経過的職域加算額

上記の他、平成 27 年 9 月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額が支給されます。

（平成 15 年 3 月 31 日までの期間）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(平均給料月額)} & \text{(給付乗率)} & \text{(組合員期間)} & \text{(従前額改定率)} & & & \\ 322,000 \text{ 円} & \times \frac{1.50}{1000} & \times 204 \text{ 月} & \times 1.041 \times 1.000 & = & 102,571.81 \text{ 円} \end{array}$$

+

（平成 15 年 4 月 1 日以後の期間）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(平均給与月額②)} & \text{(給付乗率)} & \text{(組合員期間)} & \text{(従前額改定率)} & & & \\ 593,000 \text{ 円} & \times \frac{1.154}{1000} & \times 150 \text{ 月} & \times 1.041 \times 1.000 & = & 106,856.88 \text{ 円} \end{array}$$

・令和 10 年 7 月分（65 歳）からの年金額＜老齢厚生年金＋経過的加算額＋加給年金額＋経過的職域加算額＞（65 歳到達時に加給年金額対象の配偶者がいる場合）

$$\text{① (ア + イ + ウ) + ②} = 2,067,212 \text{ 円 (※)}$$

（※）65 歳から支給される「老齢基礎年金」及び「年金払い退職給付」の額は含まれていません。

② 老齢厚生年金を繰上げ請求した場合の年金額（試算）の比較

- 前項の算定条件に掲げる者が、定年退職後 1 か月以内に繰上げ請求した場合の試算の比較をしています。この場合、38 月繰り上げることになります。なお、在職支給停止等は考慮していません。
- 当該老齢厚生年金の試算額は、経過的職域加算額を含んだ額となっています。
- 老齢厚生年金を繰上げ請求する場合は、老齢基礎年金も同時に繰上げ請求する必要があります。

〔算 式〕

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{繰上げ支給の老齢厚生年金の額}} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{老齢厚生年金の額}} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{老齢厚生年金の額}} \end{array} \times \frac{4}{1000} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{繰上げ請求日の属する月から支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数}} \end{array} \right)$$

減 額 分

〔年金額（概算）の比較〕（老齢基礎年金、年金払い退職給付は含まれていません。）

年金種別等 \ 年齢等		61 歳から	65 歳から
繰上げ請求をしない場合	老齢厚生年金		1,659,112 円
	加給年金		408,100 円
	計		2,067,212 円
繰上げ請求をした場合	老齢厚生年金	1,406,927 円	1,406,924 円
	加給年金	0 円	408,100 円
	計	1,406,927 円	1,815,027 円

〔年金累計支給額の比較〕（加給年金、老齢基礎年金、年金払い退職給付は含まれていません。）

単位：万円

年齢	繰上げなし		繰上げあり	
	支給年額	累計支給額	支給年額	累計支給額
61 歳	—	—	140	23
62 歳	—	—	140	164
63 歳	—	—	140	304
64 歳	—	—	140	445
65 歳	165	165	140	586
⋮		82 歳で逆転		
82 歳	165	2,986	140	2,977

【参考】

老齢基礎年金 20 歳から 60 歳まで 40 年（480 月）加入で 65 歳～ 816,000 円（令和 6 年度額）
 定年退職後、すぐに繰上げ請求した場合
 61 歳（令和 7 年 5 月分から）～ 繰上げ請求 691,968 円
 （816,000－（816,000×4/1000×38 月））

3 年金の支給制限

(1) 雇用保険法による給付との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者（特別支給、繰上げ支給の年金受給者）が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために雇用保険法による求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、求職の申込みを行った翌月から基本手当の所定受給日数を受け終わる月までの間、老齢厚生年金の支給が停止されます。

また、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者として在職中のため年金の一部の支給が停止されている間に、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けるようになると、その間、老齢厚生年金は、全部または一部が支給を停止されます。

年金の受給開始と同時または年金受給後に、これらの給付を受けることとなったときは、その旨を公立学校共済組合本部（東京）に届け出てください。

一般の公務員は、雇用保険の被保険者とされないため調整の対象となりませんが、暫定再任用職員、公立大学法人等に勤務する者、また、公務員を退職後、民間会社等の雇用保険適用事務所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には、調整の対象となります。

※ フルタイムの暫定再任用職員は、雇用保険に加入することになります。

老齢厚生年金を請求する際に「雇用保険被保険者証」の写しを提出する必要がありますので、事業主から「雇用保険被保険者証」を受け取ったら大切に保管してください。

(2) 在職中の年金の取扱いについて

老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給者が、常勤の公務員・私立学校・民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、「賃金＋年金」の額が一定基準額（令和6年度は50万円）を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。（以下「在職停止」といいます。）

◆在職中の支給停止額

総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）の合計額が月額50万円（※3）を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 50 \text{ 万円}) \times 1/2$$

（※1）「総報酬月額相当額」とは、その月の標準報酬月額と直近1年間の標準賞与額（ボーナスなど）×1/12を合算したものです。

（※2）「基本月額」とは、老齢厚生年金額の1/12のうち、経過的加算額および加給年金額を除いた額です。

（※3）「50万円」は令和6年度における停止基準額です。今後停止基準額については変動する場合があります。

○ 職域加算額は、公務員共済の組合員である間は支給停止となります。

○ 複数の実施機関から年金の支給を受けている者が在職中の場合、すべて合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

◆在職中の年金支給停止の計算例

前提条件

- 年金額 老齢厚生年金 : 年間 141 万円^{※1} (月額 : 11.8 万円)
 経過の職域加算額 : 年間 20 万円
 ○標準報酬月額 : 32 万円
 ○過去 1 年間の賞与額の合計 : 96 万円

在職中（公務員共済に加入）の場合

A : 支給停止月額の計算式

B : 調整後の支給年額の計算式

A : $[11.8 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円} + (96 \text{ 万円} / 12) - 50 \text{ 万円}] \div 2 = \underline{0.9 \text{ 万円 (停止額)}}$

B : $(11.8 \text{ 万円} - 0.9 \text{ 万円}) \times 12 \text{ か月} = 130 \text{ 万円 (支給額)}$

○在職停止後の年金支給額 老齢厚生年金 = 130 万円

経過の職域加算額 = 0 円^{※2}

※1 在職中の年金支給停止の対象となる年金額は、老齢厚生年金額のうち、報酬比例部分の額となります。（経過の加算額及び加給年金額は、計算に含めません。）

※2 公務員共済組合に加入している間は、経過の職域加算額は全額支給停止となります。一般の厚生年金に加入している間は、経過の職域加算額は全額支給されます。

◆暫定再任用職員に係る年金の支給について

勤 務 形 態	年 金 制 度
常 時 勤 務 (フルタイム勤務)	共済組合に加入 ・老齢厚生年金は上記計算式により、支給停止となります。
短 時 間 勤 務 (ハーフタイム勤務)	年金制度加入なし ・老齢厚生年金は全額支給されます。

第2 年度末退職（常勤の暫定再任用終了を含む）に伴う手続

令和4年10月からの地方公務員等共済組合法の改正により、組合員区分に短期組合員（臨時的任用職員、1年目のフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度職員等）が新設され、当該組合員は健康保険や福祉事業についてのみ共済組合の適用となり、年金制度については日本年金機構の厚生年金に加入することとなりました。このため、退職後、引き続いて短期組合員となる者は、共済組合の年金制度上、退職と同様の取り扱いとなります。ついては、この場合を、本章において「**みなし退職**」と表記します。

必要な手続については、通常の退職とみなし退職で異なる場合がありますので、手続に遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

1 生年月日：昭和36年4月1日以前

【対象者：常勤の暫定再任用終了者】

①退職時（常勤の暫定再任用終了時）の手続

■手続概要

令和7年1月下旬に退職改定手続に必要な「退職届書」等を所属所に送付しますので、必要事項を記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。

■提出書類

退職届書、退職年金決定請求書（65歳以上の者が対象）等

※詳細は、令和7年1月下旬の送付案内文でお知らせします。

■提出期限

令和7年3月21日（金）

【注 意】

退職改定手続後の初回の年金の支給は、令和7年8月を予定しています。

したがって、6月の定期支給期においては、在職支給停止が解除されていない状況となります。（送付される「年金支払通知書」には、「在職停止」という文字が印字されます。）

大変ご迷惑をお掛けしますが、8月の初回支給までお待ちいただくようお願いいたします。

用語説明

○退職改定手続

当該生年月日に該当する者は、在職中に支給開始年齢に到達し、資格取得月から支給開始年齢到達月の前月までの一般組合員期間（厚生年金被保険者期間）で年金額を決定していますが、在職中のため年金の支給が停止されています。

このたび、令和6年度末に退職することに伴い、退職月までの一般組合員期間（厚生年金被保険者期間）を加算した上で、改めて年金額を決定します。

2 生年月日：昭和36年4月2日～昭和38年4月1日

【対象者：常勤の暫定再任用終了者】

①退職時の手続

■手続概要

令和7年1月下旬に「退職届書」等を所属所に送付しますので、必要事項を記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。みなし退職の場合、提出は不要です。

※「退職届書」の提出により年金待機者としての登録を行います。年金待機者の登録が完了した後、公立学校共済組合本部から「退職届書」記載の住所（みなし退職の場合は、共済組合登録住所）宛てに「年金待機者登録通知書」等を送付します。

用語説明

○年金待機者登録

年金受給資格及び支給開始年齢を満たしていない者が退職する場合、将来の年金請求に備えるため、一般組合員期間や給与記録等の年金額の決定に必要な記録を登録します。これを年金待機者登録といいます。

待機者登録が完了すると、後日、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」等が登録住所宛てに送付されますので、大切に保管しておいてください。

■提出書類

提出書類	提出対象者等
退職届書	
老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書	県費職員のみ（様式集 P54）
履歴書（最終任命権者の証明を受けたもの）	県費職員以外の者（退職日まで記載があるもの）

■提出期限

令和7年3月28日（金）

②年金の支給開始年齢（65歳）到達時の手続

■手続概要

支給開始年齢到達日の属する月の2～3月前に公立学校共済組合本部から年金請求書等が送付されますので、年金請求の手続を行ってください。「みなし退職」や再就職等で、他の実施機関の年金制度が適用となった場合は、最後に加入した実施機関から年金請求書等が送付されます。複数の実施機関の年金制度の加入がある場合、年金請求書等を受け付けた実施機関が他の実施機関に情報提供し、年金の決定は実施機関ごとに行われます。

■提出書類、提出時期及び提出先

年金請求書等の送付案内文でお知らせします。

3 生年月日：昭和38年4月2日～昭和39年4月1日

【対象者：定年退職者】

①退職時の手続

■手続概要

令和7年2月下旬に「退職届書」等を所属所に送付しますので、必要事項をご記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。みなし退職の場合、提出は不要です。

※「退職届書」の提出により年金待機者としての登録を行います。年金待機者の登録が完了した後、公立学校共済組合本部から「退職届書」記載の住所（みなし退職の場合は、共済組合登録の住所）宛てに「年金待機者登録通知書」等を送付します。（年金待機者登録は、28-2 頁参照）

■提出書類

提出書類	提出対象者等
退職届書	
老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書	県費職員のみ（様式集 P54）
履歴書（最終任命権者の証明を受けたもの）	県費職員以外の者（退職日まで記載があるもの）

■提出期限

令和7年3月28日（金）

【注 意】

山口県の教職員を退職後、令和7年4月1日以降引き続き他県の公立学校共済組合、または他の公務員共済組合に長期給付の加入がある任用形態で転出する者は、「退職届書」の提出が不要です。

2 月下旬に通知する「人事異動等に伴う組合員資格の取得・喪失及び被扶養者の認定取消等の手続について（通知）」に沿って手続を行ってください。

②年金の支給開始年齢（65 歳）到達時の手続

■手続概要

支給開始年齢到達日の属する月の2～3 月前に公立学校共済組合本部（再就職し他の厚生年金被保険者となった場合は、最後に加入した実施機関）から年金請求書等が送付されますので、年金請求の手続を行ってください。

■提出書類、提出時期及び提出先

年金請求書等の送付案内文でお知らせします。

4 生年月日：昭和39年4月2日以降

【対象者：定年前退職者、早期退職者】

①退職時の手続

■手続概要

「一般組合員退職連絡票」により公立学校共済組合山口支部へ退職する旨を報告してください。報告を受けた後、「退職届書」等を所属所に送付しますので、必要事項を記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。みなし退職の場合、提出は不要です。

なお、「一般組合員退職連絡票」による報告は、2月中旬に期限を設け、「退職届書」等は2月下旬に一斉送付する予定です。詳細は、12月に通知した「令和6年度末退職者に係る年金に関する手続について」を確認してください。

※「退職届書」の提出により年金待機者としての登録を行います。年金待機者の登録が完了した後、公立学校共済組合本部から「退職届書」記載の住所（みなし退職の場合は、共済組合登録の住所）宛てに「年金待機者登録通知書」等を送付します。（年金待機者登録は、28-2頁参照）

■提出書類

提出書類	提出対象者等
退職届書	
老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書	県費職員のみ（様式集 P54）
履歴書（最終任命権者の証明を受けたもの）	県費職員以外の者（退職日まで記載があるもの）

■提出期限

令和7年4月4日（金）

【注 意】

山口県の教職員を退職後、令和7年4月1日以降引き続き他県の公立学校共済組合、または他の公務員共済組合に長期給付の加入がある任用形態で転出する者は、「退職届書」の提出が不要です。

2月下旬に通知する「人事異動等に伴う組合員資格の取得・喪失及び被扶養者の認定取消等の手続について（通知）」に沿って手続を行ってください。

②年金の支給開始年齢（65歳）到達時の手続

■手続概要

支給開始年齢到達日の属する月の2～3月前に公立学校共済組合本部（再就職し他の厚生年金被保険者となった場合は、最後に加入した実施機関）から年金請求書等が送付されますので、年金請求の手続を行ってください。

■提出書類、提出時期及び提出先

年金請求書等の送付案内文でお知らせします。

一般組合員退職連絡票

令和 年 月 日

所属所コード		所属所名				
組合員証番号		氏名				
退職年月日	令和		年		月	日
退職後の動静	再就職の予定	有 ・ 無				
	再就職先の名称					
	常勤・非常勤	常勤 ・ 非常勤				
	雇用形態※1			職名		
	再就職年月日	令和		年		月 日
書類の送付先	退職届書等 (退職時に必要な 年金関係書類)	所属所・自宅	〒 ー			
	資格喪失証明書※2 (国保等に 加入される方)	所属所・自宅	年度末退職に限り所属所送付と します。特別な事情がある場合 は、下記の「その他連絡事項」に てお知らせください。			
その他連絡事項						

※1 雇用形態欄は、「本採用職員」「再任用職員」「会計年度任用職員」等を記入してください。

民間企業に再就職される場合は、雇用形態欄は記入しないでください。

※2 資格喪失証明書は、退職後、国民健康保険や家族の保険（被扶養者）に加入される方に必要となる書類です。退職日以降に送付しますが、退職日を確認するために辞令の写しを提出してください。

上記のとおり、退職することを報告します。

公立学校共済組合山口支部 行き

(FAX送信可、送付状は不要です。 FAX: 083-933-4589)

注意

退職後も引き続き公立学校共済組合山口支部の組合員資格を有する方は退職連絡票の提出は不要です。

共済組合記入欄

受給状況: 未 ・ 特老厚 ・ 老厚 ・ 繰上 ・ 繰下 ・ 障害 ・ 遺族

用紙種別: ☐ 退職届書 ☐ 宿泊施設特別利用者証

☐ 退職年金「決定」請求 ☐ 退職年金「改定」請求 ☐ 受給選択申出書

その他 () 請求状況: 特老厚未 ・ 老厚未 短期手交済 ☐

5 老齢厚生年金の繰上げ請求手続

■繰上げの申し出

老齢厚生年金の繰上げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部または山口支部までお問い合わせください。手続方法等を説明した後、「老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰上げ請求書」（以下「繰上げ請求書」という。）を送付します。なお、繰上げ請求をする場合は、老齢厚生年金、老齢基礎年金ともに繰上げ請求する必要があります。

【注 意】

繰上げ請求する場合、年金額が減額となるほか、今後の年金受給に制約が発生します。（17 頁参照）
制度内容を確認の上、手続を行ってください。

■提出書類

- ・繰上げ請求書
- ・年金請求書等（通常の年金を請求する際、提出する書類）

■手続きの時期等

60 歳の誕生日の前日以降、年金の支給を受けたい月の前月までに手続を行ってください。繰上げ支給の老齢年金は、繰上げ請求書等を実施機関において受け付けた日の翌月分から支給されます。

なお、公務員共済組合の一般組合員以外に民間の会社や私立学校に勤務した期間がある者や、共済組合の短期組合員の期間がある者は他の実施機関の老齢厚生年金も同時に繰上げ請求を行う必要がありますが、いずれか 1 つの実施機関に繰上げ請求書等を提出することにより、それぞれの実施機関の老齢厚生年金及び老齢基礎年金を同時に請求することができます。

6 65歳到達時の年金手続

①退職年金（年金払い退職給付）の請求手続

■手続概要

65 歳到達時（65 歳到達時に在職中の場合は退職時）の 1～2 月前に公立学校共済組合本部または山口支部（退職後に公務員として再就職した場合は、最後に加入した公務員共済組合）から退職年金（年金払い退職給付）決定請求書等が送付されますので、請求手続を行ってください。

手続方法の詳細は、退職年金（年金払い退職給付）決定請求書等の送付案内文でお知らせします。

②老齢基礎年金（国民年金）の請求手続

■公務員の期間のみ有する者（単一共済者）

65 歳到達時の 1～2 月前に公立学校共済組合本部（65 歳到達時に在職中の場合は山口支部）から老齢基礎年金の裁定請求書が送付されますので、請求手続を行ってください。

手続方法の詳細は、老齢基礎年金裁定請求書等の送付案内文でお知らせします。

■公務員以外の期間（短期組合員含む）を有する者（混在者）

65 歳到達時の 1～2 月前に日本年金機構から老齢基礎年金の裁定請求書が送付されますので、請求手続を行ってください。

手続方法の詳細は、老齢基礎年金裁定請求書等の送付案内文でお知らせします。

<その他注意事項等>

○昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方は、65 歳で公務員期間に係る老齢厚生年金、老齢基礎年金、年金払い退職給付の請求をすることになります。

各年金を請求するための書類は登録住所（一般組合員資格がある場合は所属所）宛てに送付されます。

各請求書の提出方法や添付書類等の詳細は、各請求書を送付する際の案内文でお知らせします。

支給開始年齢の誕生日を過ぎても届かないときは、公立学校共済組合本部（TEL：03-5259-1122）に連絡してください。

○年金は、支給開始年齢に到達すれば、自動的に皆様の口座に振り込まれる訳ではありません。必ずご自身で請求手続きを行ってください。

請求後、年金証書等が届くまでに 4 ヶ月程審査時間がかかります。

なお、年金の請求権は、5 年の時効があります。

○老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書は、公立学校共済組合山口支部に提出してください。

○会計年度任用職員（引き続き 13 月以上勤務し、一般組合員資格を有するもの）の退職に伴う手続きは、早期退職者と同様に「一般組合員退職連絡票」により報告を受けた後、「退職届書」等を所属所に送付します。詳細は、12 月に通知した「令和 6 年度末退職者に係る年金に関する手続きについて」を確認してください。

○山口県立大学及び下関市立大学の退職者については、所属所より退職する旨の報告を受けた後、「退職届書」等を所属所に送付します。詳細は、退職届書等の送付案内文でお知らせします。

退職届書記入要領

支部	組合員証号	届出日における氏名を記入してください。										
退職届書 (共済組合提出用)												
公立学校共済組合理事長 殿 届出日 令和7年3月31日												
退職者	フリガナ	コウリツ ハナコ										
氏名	(氏)	公立 花子										
生年月日	元号	年	月	日	性別							
昭和	昭	平	令	3	8	0	4	0	2	男	女	
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号				障害状態の有無	
令和	0	7	0	3	3	1				昭	平	令
							1	2	3	4	-	5
							6	7	8	9	0	
有	無											
所 属 機関名	所属機関名				職 名	待機番号(前歴あり)			種 別	証書番号		
職 名	青空小学校				教諭							
退職者の住所等	郵便番号	フリガナ	住所		基礎年金番号が不明の場合は、未記入で提出されて構いません。							
	101-0062	トウキョウト	東京		千代田							
上欄住所のつづき	フリガナ	カンダスルガダイ2-9-5										
町名番地等	神田駿河台2-9-5											
電話番号	999-9999-9999											
退職者の配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は記入してください。				配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか	
	無					昭	平	令	3	7	1	2
											0	1
											している	していない

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
令和7年3月31日
 所属機関名 青空小学校 校長
 所属機関の長 氏名 神田 年男
 所属所長印は 不要です。

支部受付印

本部受付印

「退職者の配偶者」欄は、もれなく記入してください。
 1. 「配偶者の有無」欄に○をしてください。
 2. 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入の上、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものに○をしてください。

共済組合記入欄(任意)

退職者	義務 非義務	所属 区分	職 名	給付 制限	一時金受給額				
					種 別	時金額	受給日		
	義・非			有・無		元号	年	月	日
退職③	昭 平 成		普通・定年・勤奨・失職	義・非	有・無				
退職④	昭 平 成		普通・定年・勤奨・失職	義・非	有・無				

審 査

作成者

第3 参考事項

年金の支給等について

(1) 年金の支給期月

年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の支給期月の15日に、その支給期月の前月までの2か月分を支給します。

【注意】

退職後、最初に支給される年金は、新規決定処理を行うため遅れる場合があります。

(2) 年金支払通知書（送金案内書）

原則年2回（6月、12月）送付されます。

6月は6月定期分の送金予定日や支給額等を、12月は12月定期分の送金予定日や支給額等を通知します。

支給年金額、送金先等に変更があった場合は、変更直後の定期支給期に改めて通知します。

(3) 年金フォーラム

年2回（6月、12月）送付されます。

年金に関する情報、各種届出の案内、やすらぎの宿の紹介等、年金受給者向けの広報紙を送付します。

(4) 年金受給権者に係る届出書類等

届出書類等	内容・送付時期等
年金受給権者受取機関変更届	受取金融機関の変更 当共済組合までご連絡ください。用紙を送付します。
公的年金等の 受給者の扶養親族等申告書	課税対象となる老齢厚生年金の受給者は、各種控除を受け る場合、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎 年公立学校共済組合本部に提出する必要があります。 10月初旬頃本部より送付
源泉徴収票	12月「年金支払通知書(送金案内書)」と一体で本部より送付
死亡の連絡	年金受給者がお亡くなりになったときはお知らせ下さい。

※年金を受給している者が住所を変更（住居表示の変更を含みます。）したときは、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録住所が変更されるため、共済組合への届出は原則不要です。

なお、この場合の変更処理には4～5か月程度の時間を要しますので、郵便局での転送手続きを行うようお願いいたします。

ただし、以下に該当する者は、「年金受給権者住所変更届」の提出が必要となりますのでご注意ください。

- ・外国に居住している者
- ・成年後見を受けている者
- ・住民票コードが当共済組合で確認できない者
- ・平成23年10月より前に住所変更した者で、まだ届出をしていない者